様式第2（第2条関係）

輸入移動書類に係る届出書

年　月　日

環　境　大　臣　殿

届出者
氏名又は名称及び
代表者の氏名　：　　印
住所又は所在地：

連絡責任者氏名：
電話番号：
ＦＡＸ番号：
e-mail：

輸入特定有害廃棄物等（の運搬を行わないこととなった／の処分を行わないこととなった／を失った）ので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第12条第1項第2号又は第3号の規定により、輸入移動書類を添付して、次のとおり届け出ます。

輸入移動書類の交付を受けた番号及び日付	交付番号　： 交付年月日：　　年　　月　　日
輸入特定有害廃棄物等（の運搬を行わないこととなった／の処分を行わないこととなった／を失った）理由	
輸入特定有害廃棄物等に関する今後の計画	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第九条第二項又は特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成二十七年経済産業省令第六十四号）による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）第四条第一項の規定により申請された輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。）については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第百三十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月一日

文部科学大臣　下村　博文